

番号	受付日	質問事項	回答日	質問回答
1	4月2日	民間事業者のみが公募型プロポーザルに参加できるのでしょうか？	4月2日	公募型プロポーザル実施要領 3. プロポーザルの条件 (6) 応募者の要件 ①に記載してありますとおり、応募できる者は、法人（公共団体含む）及び個人としております。
2	4月2日	プロポーザルと提案は、意味が違うのでしょうか？ その場合、違いを具体的に教えてください。	4月2日	プロポーザルとは、提出された提案を審査し、選定者を決定する方式となっております。
3	4月2日	一般個人でも案の提案ができる場合、すなわち自ら事業主となって、跡地に投資を行わない場合でも、プランの跡地利用提案はできるのでしょうか？	4月2日	詳細は実施要領に記載されておりますが、企画提案書の内容に基づく審査のうえ事業者を決定いたします。 審査内容に提案事業の実現性、継続性も含めていることから、本件は提案者による事業の具体的な実現性を求めるものです。 なお、事業者が事業実施の不履行等で町に損害が発生した際には、損賠賠償金を支払っていただく事となります。
4	4月12日	⑧同種・類似開発事業等実績書とありますが、どのような書類を提出すればよろしいでしょうか。	4月13日	応募いただく事業者自らが同種・類似開発事業を実施したことが町にて確認できる資料（例えばパンフレット等）を提出願います。

5	4月12日	<p>開発工事に係る敷地全体面積が1万m²を超えると、駐車場内に貯留槽の設置が義務付けられています。その場合、下流地域までの調査をしないと貯留槽の容量の検討ができません。県からも開発については、建物レイアウトや規模が確定してからの協議になるといわれております。</p> <p>貯留槽設置の費用について町からのご協力はいただけるのでしょうか。</p>	4月13日	<p>提案いただく事業計画内容に町負担事業を含む場合は、企画提案書等の提出時に、町負担の希望内容や事業費等を明確に資料内へ記載願います。</p>
6	4月12日	<p>敷地内に町民が使用する共有スペース（公園等）を設置した場合、共有スペースの給排水工事費用やアスファルト舗装費用について町からのご協力はいただけるのでしょうか。</p>	4月13日	<p>提案いただく事業計画内容に町負担事業を含む場合は、企画提案書等の提出時に、町負担の希望内容や事業費等を明確に資料内へ記載願います。</p>
7	4月27日	<p>既存建物「もんも館」はどのような扱いになりますでしょうか？また、付随する設備、地中埋設下水管や引込電柱等の扱いもどのようになりますでしょうか？</p>	4月28日	<p>もんも館ならびに付属施設については、令和3年度内の撤去を予定しております。</p>
8	4月27日	<p>共同提案の場合、占有貸付の区分負担割合を共同者間で考慮し、事業収支計画を検討してよいでしょうか？</p> <p>（地代費用負担の按分を共同者で決めて良いか？）</p>	4月28日	<p>共同提案をいただく場合、事業者様毎による専有面積を基にした地代にて収支計画を立案いただいて構いません。</p>

9	4月27日	事業計画書の変更に対し、書面による町の承諾が必要とあるが、企業提案書段階のものでも、適用されるのでしょうか？もしくは、独立交渉権獲得後、詳細を町と詰めた事業計画の段階（借地契約の締結が完了された段階）の案と考えて良いのでしょうか？	4月28日	（４）カに規定する事業計画の内容変更については、協定締結後からの適用となります。
10	4月27日	捺印は必要でしょうか？共同の場合、関係団体すべての捺印が必要になるのでしょうか？	4月28日	書類提出時に、応募者様の身分を証明するものを持参いただければ、捺印は不要です。
11	4月27日	同種・類似開発事業等実績書は、当てはまるものがない場合、提出不要で構わないのでしょうか？もしくは、開発に付随する類似事業取組での要約概要書などでも構わないのでしょうか？	4月28日	同種・類似開発事業等実績を有しない場合は、「実績なし」と記載のうえ書類（任意様式）を提出願います。
12	4月27日	事業者及び共同事業者の固有名詞を明記して差し支えないでしょうか？逆に、事業者の固有名が明記またはヒアリングにて発言された場合、企画提案は無効になる可能性はありますでしょうか？	4月28日	企画提案書等へ、事業者及び共同事業者様の名称を記載又はヒアリング時に発言いただいで構いません。
13	4月27日	字東段30-39、30-41の区画は、現状、蚕糸公園の駐車場への出入口通路となっているようですが、土地利用提案に際し、塞ぐことのないような方向が前提となりますでしょうか？	4月28日	指摘いただいた区画も含めた企画を提案いただいても構いません。

14	4月27日	<p>こおりの桜ガイドにも掲載されています蚕糸跡地の桜について、開発に伴い扱いの制限はありますでしょうか？</p> <p>現存以外の選択をする場合、伐採・移植など町民意見等の協議などは過去にありましたでしょうか？</p>	4月28日	<p>蚕糸跡地に植樹されている桜の扱いに制限はありません。</p> <p>開発に伴う取扱いについては、原則、事業者様からの提案に基づきます。</p>
15	4月27日	<p>地下埋設物が確認された場合、事業者が負担すると有りますが、借地契約後に想定を大幅に超える費用が発生することが明確になった場合、解約ができるなど、柔軟な対応を協議することは可能でしょうか？</p>	4月28日	<p>現在、町として地下埋設物の存在を確認しておりませんが、協定締結後に事業の実施が困難となる想定外の事態が発生した場合は、町と事業者様との協議に基づく対応となります。</p>
16	4月28日	<p>(3)審査項目に記載の「町が示す計画テーマ」とありますが「プロポーザルの趣旨」及び「プロポーザルの条件」に記載されている内容と考えて宜しいでしょうか。</p>	4月30日	<p>審査項目である「まちづくりとの関係性」については、1. プロポーザルの趣旨、3. プロポーザルの条件内容を踏まえたうえで、提案をお願いします。</p>
17	4月28日	<p>敷地に関するCADデータ等はいただけますでしょうか。</p>	4月30日	<p>最新の状況を反映してはおりませんが、参考となる敷地CADデータはございます。</p> <p>提供を希望される場合は、桑折町まちづくり推進課へお問合せ下さい。</p>
18	4月28日	<p>借地が満了となり解体を行う際、基礎及び杭等の地中埋設物の撤去は必須条件となりますでしょうか。</p>	4月30日	<p>3. (4) オに記載のとおり、期間満了時には、全ての建築物の他工作物を収去し、原状に復したうえで返還いただく事となります。</p>
19	4月28日	<p>道路後退等は計画しなくて宜しいでしょうか。</p>	4月30日	<p>当該敷地において、道路後退の条件等はありません。</p>

20	4月28日	土地計画法第29条の開発行為には該当しませんでしょうか。	4月30日	提案いただく面積等により、開発行為に該当する場合があります。詳細は、県北建設事務所へお問合せ願います。
21	4月28日	代表事業者は借地及び建築物の所有が義務となりますでしょうか。借地のみで建築物の所有者は代表企業でなくともよいでしょうか。	4月30日	必ずしも代表事業者が借地及び建築物の所有をおこなう必要はありません。ただし、企画提案を頂く資料内に各構成員の分担等を明確に記載願います。
22	4月28日	公園の駐車場を利用するためのルートとして、現状として北側の帯状の敷地を経由しないと入れませんが、帯状敷地を借地したあとも、公園用駐車場へのルートとして確保する必要があるのでしょうか。新たな公園駐車場への乗り入れは確保していただけるのでしょうか。	4月30日	提案いただく内容により、町にて公園駐車場の出入り口を新たに設置する可能性はあります。
23	4月28日	実際の敷地利用は一体で計画しますが、複数棟建設する場合、建築基準法上、敷地は「可分」となりますでしょうか「不可分」となりますでしょうか。また可分となった場合、道路との高低差があるため、往来ができない敷地が生じることも考えられますが、建築確認上問題ないでしょうか。	4月30日	提案いただく内容によりますので、詳細は県北建設事務所へお問合せ願います。
24	4月28日	計画地と公園との境界の状態に関して、指定等はございますでしょうか。（フェンス等の設置義務等）	4月30日	提案いただく内容により、公園利用者の安全を確保する必要等がある際には、必要な措置について町と事業者様にて協議を実施することとなります。

25	4月28日	計画地内に雨水貯留施設は必要でしょうか。	4月30日	提案いただく内容により、雨水諸流施設の設置が必要となる場合があります。 詳細は、県北建設事務所へお問合せ願います。
26	4月28日	応募後、やむを得ず辞退した場合は、ペナルティーがございますか。またどのようなものになりますか。	4月30日	5. (6) ⑥に記載の期日以降の辞退は認めておりません。 要綱へ規定した内容に違反した場合には、違反した期日以降における町応募案件等の規定に応じた対応をおこなうこととなります。
27	4月28日	当該地の定期借地者は、土地を転貸してもよろしいでしょうか。	4月30日	3. (4) カに記載のとおり、事前に町の書面による承諾が必要となります。
28	4月28日	当該地の定期借地者は、新築した建物を売却してもよろしいでしょうか。	4月30日	3. (4) カに記載のとおり、事前に町の書面による承諾が必要となります。